

## 議案第161号

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年11月25日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第45条第3項中「第2号から第8号までの」を「次に掲げる」に改め、同項第1号中「建築基準法」を「耐火建築物（建築基準法）に、「耐火建築物又は」を「耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（」に、「（同号ロ）を「をいい、同号ロ」に改め、「除く。）」の次に「（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所において保育室等を3階に設ける場合は、引き続き耐火建築物であることとするため、この条例を制定するものである。